

役員報酬規定

特定非営利活動法人
日本都市計画家協会

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人日本都市計画家協会の役員の報酬支給の基準について定めることを目的とする。

(役員の変義)

第2条

役員は、定款第13条2に定められた会長、副会長、常務理事または専務理事、理事をいう。

(報酬)

第3条

定款第19条2に基づき、役員の変数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- ① 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。
- ② 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- ③ 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(費用弁済等)

第4条

平成20年7月22日理事会で承認された旅費規定に基づき、役員に対して旅費等の実費の費用弁済を行うことができる。

平成26年5月15日
第124回理事会承認

給与規定

特定非営利活動法人
日本都市計画家協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、当協会従業員の給与に関して、定めたものである。

(給与体系)

第2条 給与の区分は、次の通りとする。

給与	基準内賃金	基本給	
		諸手当	資格手当
			役職手当
			技能手当
			住宅手当
	基準外賃金	諸手当	家族手当
			通勤手当
			単身赴任手当
			出向手当
			宿日直手当
			時間外勤務手当
			深夜勤務手当
	賞与		

(給与の支払方法)

第3条 給与は毎月1日から末日を1ヶ月とし、25日を支払日とする。
給与は金融機関の本人名義の預金口座に振込むものとし、金融機関が休日の場合は、給与の支払いをその前日の営業日に繰り上げるものとする。但し、従業員が承諾した場合には、末日を限度として、繰り下げることができるものとする。

(給与の控除)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、次に挙げるものは、給与支払いの際控除する。

1. 源泉所得税
2. 地方税
3. 健康保険料
4. 厚生年金保険料
5. 雇用保険料
6. その他従業員から依頼があったもの

(非常時の支払)

第5条 次に挙げる何れかに該当する場合は、規定の支払日以外でも、既往の労働に対する給与を支払う。

1. 従業員が死亡した場合
2. 傷病・災害・出産・葬儀などにより費用を要する場合
3. 従業員がやむを得ない理由で1週間以上帰郷する場合
4. 他、やむを得ない理由があると協会が認めた場合

(不就労の取扱い)

第6条 傷病もしくは自己の都合により、遅刻・早退・欠勤・休職等により就業しなかった場合は、その時間は無給とする。

(中途入社退職者等の取扱い)

第7条 給与計算期間の途中で入社、退職、休職、復職した者の給与は、日割計算し実労働日数分支給する。

(給与改定)

第8条 給与改定時期は原則毎年 4月とし、基本給について行う。

(基本給)

第9条 基本給は月給・日給・時給のいずれかとし、毎年給与改定時に業績・役職・資格・年齢・勤続年数・技能・職歴・学歴・職能を考慮し、各従業員毎に決定する。

(資格手当)

第10条 基本給は資格も考慮して決定されるので、原則として資格手当は支給しない。但し、理事会が承認した場合には、別に、資格手当を支給することができる。

(役職手当)

第11条 基本給は役職も考慮して決定されるので、原則として役職手当は支給しない。但し、理事会が承認した場合には、別に、役職手当を支給することができる。

(技能手当)

第12条 基本給は技能も考慮して決定されるので、原則として技能手当は支給しない。但し、理事会が承認した場合には、別に、承認された技能手当を支給することができる。

(住宅手当)

第13条 住宅手当は、原則的に支給しない。但し、理事会が承認した場合には、承認された金額の住宅手当を支給することができる。

(家族手当)

第14条 家族手当は、原則的に支給しない。但し、理事会が承認した場合には、承認された金額の家族手当を支給することができる。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、自宅の最寄り駅又は停留所から会社の最寄り駅までの通常合理的と判断される経路分の1ヶ月定期券代を支給するものである。

但し、所得税法上の非課税限度額を上限とする。

(単身赴任手当)

第16条 転勤、出向などにより、単身で勤務地へ赴任する従業員に対し、理事会で承認された単身赴任手当を支給する。

上記以外に月1回の往復交通費を実費で支給する。

(出向手当)

第17条 出向する従業員に対し、理事会で承認された出向手当を支給する。

(諸手当の期中の取扱い)

第18条 住宅・家族・通勤・別居・出向手当の要件が給与計算期間の途中で発生又は消滅した場合は、日割計算し実日数分支給する。

(時間外勤務手当)

第19条 業務上やむを得ず法定労働時間外に勤務した場合(その従業員の上司が認めた場合のみ)は、次の通り時間外勤務手当を支給する。

時間外勤務手当 = 基準内賃金 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 × 1.25 × 時間外労働時間数

(深夜勤務手当)

第20条 業務上やむを得ず午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合(その従業員の上司が認めた場合のみ)は、次の通り手当を支給する。

深夜勤務 = 基準内賃金 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 × 0.25 × 時間外労働時間数

2)深夜労働が、時間外労働又は休日労働と重複する場合は重複して支給する。

(休日勤務手当)

第21条 業務上やむを得なく法定休日に出勤した場合(その従業員の上司が認めた場合のみ)は、次の通り手当を支給する。

休日勤務手当=基準内賃金÷1ヶ月の所定労働時間×1.35×
時間外労働時間数

(休業手当)

第22条 会社の責任により休業した場合は、休業1日につき平均賃金の60%を支給する。

(賞与)

第23条 賞与は従業員の勤務成績を考慮して年2回 6月と 12月に支給する。

但し、協会の財産内容等によっては、支給できない場合がある。

(賞与の算定期間)

第24条 賞与は、次の期間在籍し支給日に在籍するものに支給する。

6月支給 算定期間 10月1日～3月31日

12月支給 算定期間 4月1日～9月31日

但し、2ヶ月以上休職した場合は、支給しない。

平成13年8月24日 施行
平成26年3月13日理事会変更承認

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	事業年度	2018 年 4 月 1 日 ～2019 年 3 月 31 日
-----	--------------------	------	------------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員会費収入	5,011,000円
賛助会員会費収入	1,670,000円
学生会員会費収入	16,000円
法人賛助会員会費収入	1,200,000円
受取寄付金	3,674,000円
調査・研究事業収益	5,808,400円
政策・提言事業収益	0円
普及・啓発事業収益	516,789円
支援・協力事業収益	5,870,840円
人材育成・研修事業収益	3,089,987円
職能・確立事業収益	155,537円
国際交流事業収益	0円
情報発信事業収益	145,000円
受取利息	125円
雑収入	340,985円
	円
合 計	27,498,663円

(2) 借入金の明細

借 入	金 額
なし	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(認定 NPO) 日本都市計画家協会 事務所・会議室利用心得

2018 年 11 月 7 日

(認定 NPO) 日本都市計画家協会事務局

1. 趣旨

2018 年 11 月 2 日、第 164 回理事会にて、従来の事務所・会議室利用心得（2007 年 10 月 30 日理事会承認）を改訂することとなりました。

2014 年に移転した新事務所は、『イノベティブな活動の場』ーみんなでつくり支える JSURP プレイスーをテーマに、以下のような活動を活発に行うべき役割が期待されています。

- これからの協会活動の展開を具体的に実践する場として
- シンポジウム、セミナー、研修事業等様々なイベントを開催し、様々なまちづくりに係わる人々が集まり交流するハブ的機能の場として
- 会員やまちづくり市民による研究会、勉強会やミーティング
- 会員やまちづくり市民が気軽に立ち寄り交流し情報交換ができる場として

(認定 NPO) 日本都市計画家協会 事務所・会議室利用心得を守り、『イノベティブな活動の場』として、大切に当協会の事務所・会議室をご活用ください。

2. 日本都市計画家協会事務所管理規則

(1) 事務所会議室の利用時間

- ・日本都市計画家協会事務所の利用可能時間帯は原則として、午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分までとし、午後 9 時半以降の使用は原則として禁止します。

(2) 事務所・会議室利用のルール

- ・事務所・会議室を利用するにあたっては、日本都市計画家協会 事務所利用規定（別紙 1）を遵守することとします。

① 日本都市計画家協会の研究会・TF 等で利用する場合

- ・日本都市計画家協会の研究会・TF 等で利用する場合は、前日午後 5 時までの申し込みが必要です。日本都市計画家協会会議室 使用申請書／精算書（別紙 2 を参照ください）に必要事項を記載、(認定 NPO) 日本都市計画家協会事務局まで、E-mail 又は FAX にて、申込書を送付ください。

【送付先】(NPO) 日本都市計画家協会 事務局

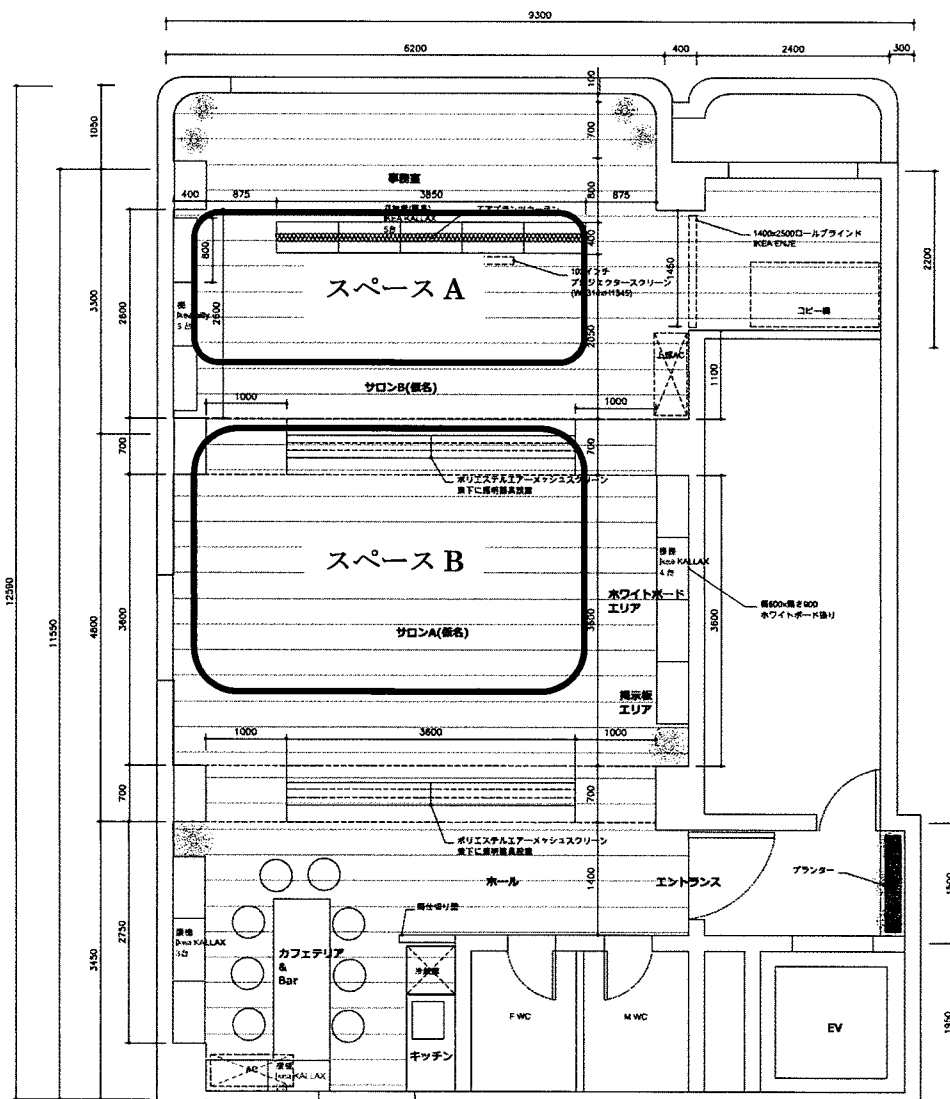


② 会員の参加する日本都市計画家協会の外の団体・組織が利用する場合

- ・会員の参加する、日本都市計画家協会以外の団体・組織が利用する場合については、日本都市計画家協会会議室 使用申請書／精算書（別紙2を参照ください）に必要事項を記載、（認定 NPO）日本都市計画家協会事務局まで、E-mail 又は FAX にて、申込書を送付ください。

【送付先】(NPO) 日本都市計画家協会 事務局

- ・送付いただいた、日本都市計画家協会会議室 使用申請書／精算書を印刷しておきますので、会議室使用后、その使用申請書／精算書に参加人数、活用日時、コピー等の活用の状況、会議室使用料を記入の上、下記料金をお支払いください。
- ・会議室料は基本料金を 500 円/30 分(スペース A or スペース B)として、活用した時間に応じて会議室料をお支払いください。
- ・コピーについては白黒コピー5 円/枚、カラーコピー30 円/枚を使用枚数分、お支払いください。



3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,724,000 円	エリアマネジメント検討業務
		2,797,200 円	ワークショップ運営
		2,636,390 円	まちづくり専門家派遣事業
		324,000 円	コミュニティデザイン普及事業 (地域主体のまちづくり出前講座)
		95,289 円	平成30年度地域土地活用調査検討業務

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,770,000 円	エリアマネジメント検討業務
		3,602,880 円	事務所賃借料
		1,000,000 円	活動発信・展開支援業務
		623,160 円	全国まちづくり会議ポスター・ チラシ・サイン製作費
		378,000 円	会報デザイン製作費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額 (円)	役務提供の内 容等
			2018/7/6	10,000	講師謝金
			2018/6/30	20,000	講師謝金
			2018/8/27	10,000	講師謝金
			2018/9/20	20,000	講師謝金
			2018/10/30	20,000	講師謝金
			2018/9/5 2018/9/20 2018/10/2 2018/10/30 2018/11/19	20,000	講師謝金
			2018/6/27 2018/10/19 2018/11/20 2019/2/19	40,000	講師謝金
			2018/6/27 2018/10/19 2018/8/20 2018/9/26 2018/10/24 2018/11/22 2018/12/11	60,000	講師謝金
			2018/9/3 2018/9/14 2018/9/28 2018/10/12 2018/11/5	20,000	講師謝金

			2018/9/3	40,000	講師謝金
			2018/9/14		
			2018/9/28		
			2018/10/12		
			2018/11/5		
			2018/12/11	10,000	講師謝金
			2018/8/20	20,000	講師謝金
			2018/9/26		
			2018/10/24		
			2018/11/22		
			2018/12/11		
			2018/11/20	40,000	講師謝金
			2018/12/7		

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2	5,091,231円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2018年4月1日 ～2019年3月31日	41人	0人	0%	7人	17.1%
㉒	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

- 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかでない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		41人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		7人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 (西暦) 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
小林 英嗣		理事 (会長)		○						01・8・24 就任
石川 岳男		理事 (副会長)		○						06・6・21 就任 18・7・5 退任
小泉 秀樹		理事 (副会長)		○						14・7・6 就任
高鍋 剛		理事 (副会長)		○						12・7・6 就任
打林 國雄		常務理事		○						01・8・24 就任 18・7・5 退任
中川 智之		常務理事		○						12・7・6 就任
安藤 裕之		理事		○						18・7・6 就任
泉山 壘威		理事		○						16・7・6 就任
稲葉 良夫		理事		○						16・7・6 就任
井上 忠佳		理事		○						04・6・26 就任
内山 征		理事		○						12・7・6 就任
海野 芳幸		理事		○						18・7・6 就任

江田 隆三		理事		○						12・7・6 就任
江井 仙佳		理事		○						12・7・6 就任
緒方 恵一		理事		○						17・7・6 就任 19・3・31 退任
加藤 孝明		理事		○						10・7・6 就任
神谷 秀美		理事		○						16・7・6 就任
木村三重子		理事		○						10・7・6 就任 18・7・5 退任
栗原 茂明		理事		○						16・7・6 就任
小林 真幸		理事		○						18・7・6 就任
近藤 洋介		理事（北海道支部長）		○						16・7・6 就任
坂井 猛		理事（福岡支部長）		○						16・7・6 就任
佐谷 和江		理事		○						16・7・6 就任
鈴木 俊治		理事		○						16・7・6 就任
須藤 敦司		理事		○						06・6・26 就任
園田 聡		理事		○						16・7・6 就任
高野 哲矢		理事		○						18・7・6 就任
田島 泰		理事（横浜支部長）		○						12・7・6 就任
千葉 葉子		理事		○						12・7・6 就任
土肥 英生		理事（事務局長）		○						06・6・28 就任
西澤 明		理事		○						06・6・22 就任

長谷川隆三		理事		○						14・7・6 就任
原 拓也		理事		○						14・7・6 就任
東 繭子		理事		○						17・7・6 就任
臂 徹		理事								18・7・6 就任
平井 一步		理事		○						14・7・6 就任
平下 貴博		理事		○						16・7・6 就任
富士川一裕		理事		○						02・6・15 就任
牧 敦司		理事		○						06・6・28 就任
丸山 正仁		理事（静岡支部長）		○						10・7・6 就任 18・7・5 退任
守 茂昭		理事		○						06・6・28 就任
山本 一馬		理事		○						14・7・6 就任
渡會 清治		理事		○						08・7・6 就任
佐伯 直		監事		○						13・6・16 就任
笹原 克		監事		○						10・7・6 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿	2週間ごと	7年間
現金伝票	ルーズリーフ	都度	7年間
預金伝票	ルーズリーフ	都度	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><input checked="" type="radio"/> する</td> <td style="width: 50%;"><input type="radio"/> しない</td> </tr> </table>	同意		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同意						
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・無	有・有	有・無	有・無	有・無	有・無
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄	
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ